

特定施設入居者生活介護ナースিং&リハビリテラス「和かち逢う家」
利用料金表

令和8年4月1日 現在

サービス付き高齢者向け住宅	【家賃】	55,000	※敷金:110,000円
	【共益費】	27,550	
	【状況把握・生活相談サービス】 ※税込	11,000	
	【食費】 ※税込	51,030	※30日計算 3食/日(朝459円 昼675円 夜567円)
	【基本料金計】①	144,580	
特定施設入居者生活介護	【基本介護サービス料】 要支援1	5,490	30日計算 183円/日
	要支援2	9,390	30日計算 313円/日
	要介護1	16,260	30日計算 542円/日
	要介護2	18,270	30日計算 609円/日
	要介護3	20,370	30日計算 679円/日
	要介護4	22,320	30日計算 744円/日
	要介護5	24,390	30日計算 813円/日
	【サービス加算】 個別機能訓練加算(Ⅰ)	360	30日計算 12円/日
	夜間看護体制加算(Ⅱ)	270	30日計算 9円/日
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	660	30日計算 22円/日
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	1月につき算定
	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100	1月につき算定
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	1月につき算定
	生活機能向上連携加算(Ⅰ・Ⅱ)	100	1月につき算定
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1月につき算定
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	上記合計の1000分の110	
	看取り介護加算(Ⅰ) ※都度算定	お亡くなりになる45日前より72円～1,280円/日 ※死後処置 11,000円(税別)	
	退院・退所時連携加算 ※都度算定	30	
	退居時情報提供加算 ※都度算定	250	
	【介護サービス料計】② 要支援1	7,914	
	※1割負担の場合 要支援2	12,243	
	※被爆者手帳適用外 要介護1	19,869	
	要介護2	22,100	
	要介護3	24,431	
	要介護4	26,596	
	要介護5	28,893	
その他	【自費】③ ※概算 おやつ	3,240	30日計算 108円/日 税込
	オムツ	実費	福祉用具業者より納入
	散髪	実費	訪問理容
	電球/蛍光灯	実費	電気設備工事業者より納入
	【医療費】④ ※概算	5,000	保険負担割合による
合計	【利用料合計】①+②+③+④ 要支援1	160,734	
	要支援2	165,063	
	要介護1	172,689	
	要介護2	174,920	
	要介護3	177,251	
	要介護4	179,416	
	要介護5	181,713	

【介護報酬取得加算について】

加算名	説明
個別機能訓練加算(Ⅰ)	専従の機能訓練指導員を1名以上配置。個別機能訓練計画を作成し、実施において利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するように、複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたり利用者の生活意欲が増進されるように援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行った場合に算定する加算。
夜間看護体制加算(Ⅱ)	夜間帯に緊急対応ができるよう、看護責任者を決め、看護職員の配置を行い、重度化した場合における指針を定め、24時間対応ができるオンコール体制を整備した場合に算定する加算。
サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護福祉士を含めた介護職員の配置を強化(介護福祉士の割合70%以上)し、質の高いサービス提供を行う介護施設・事業所を評価する加算。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止対策を取っていることを評価する加算。
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	協力医療機関を定め、以下の協力医療機関の役割を確認した上で入居者の安全を確保するための体制を確保している場合に算定する加算。 (1)入居者が急変した場合などに、医師や看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 (2)施設から診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。 (3)入居者が急変し、入院を要すると認められた場合などに、原則として入院を受け入れる体制を確保していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	LIFEと呼ばれる科学的介護情報システムへ利用者の状態やケアの内容を提出し、他事業所の情報と比較して良い点・悪い点を踏まえたフィードバックを行って、質の高い介護サービスを提供することを目的とした加算
生活機能向上連携加算(Ⅰ・Ⅱ)	リハビリテーションを行う医療機関等の理学療法士等が共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成することを評価する加算。
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算。
看取り介護加算(Ⅰ)※都度算定	医師が回復の見込みがないと判断した利用者に対し、本人またはその家族が看取り介護を希望した場合、その意志を尊重し、医師や看護師および介護施設が連携をとって看取りをする場合に算定する加算。 ※死後処置 11,000円(税込)保険外自費
退院・退所時連携加算 ※都度算定	病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院を退院・退所して、特定施設に入居する際の連携を評価する加算。
退居時情報提供加算 ※都度算定	利用者が退居し、医療機関に入院する場合、医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定する加算。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	職員の負担軽減やケアの質の向上を図ることを目的として、介護ロボットやICT技術の導入、業務改善を積極的に行う事業所を評価する加算。